

道路占用数算定調書の熊本県への報告誤りについて

熊本県が管理する道路において、当社が設置した地下埋設管路に関する道路占用数算定調書の報告誤りによって、2015年度および2016年度に熊本県が当社に対して請求すべき占用料が、本来の金額よりも過少に算定されていたことが判明いたしました。

熊本県を始め、関係各所の皆さまに深くお詫び申し上げますとともに、今後、同様の事象が発生しないよう、再発防止の徹底に努めてまいります。

なお、今後速やかに本来支払うべき金額を熊本県に支払ってまいります。

1. 発生原因

当社が熊本県に報告した2015年度の算定調書の占用物件数量に記載誤りがあったことで、本来よりも少ない金額が算定されたものです。

なお、2016年度においては、前年度から占有物件数量に変化がなかったことから、2015年度と同額の金額が算定されました。

＜占用物件数量の正誤＞

誤：228,680m



正：288,680m

2. 発覚の経緯

弊社が行っている「熊本県管轄の地上・地下の道路占用物件調査」を実施中に算定調書の記載誤りが判明したものです。

3. 未払い金額

420万円(過去2年分)

4. 再発防止策

道路占用数算定調書の作成時における二重チェックの徹底を図ってまいります。

以上

＜本件に関する報道機関からのお問い合わせ先＞

西日本電信電話株式会社
熊本支店 企画総務部
TEL:096-321-3043